

市からの伝言板

⑥市県民税の税率変更にもなう影響について

市県民税の税率変更にもなう影響について、市民の皆さんへ説明します。問合せは市民税グループ(0798・35・3267)へ。

地方分権を推進するため、国から地方へ税源移譲が行われています。平成18年度は所得譲与税での税源移譲が行われ、19年度からは所得譲与税が廃止され、市県民税の税率改正によって税源移譲が行われます。このため、市県民税の税率がこれまでの3段階の税率(5%、10%、13%)から一律10%(市民税6%・県民税4%)に改正され、

多くの人の市県民税額が増えることとなりますが、その分所得税の税率についても見直しが行われたため、合わせた個人の負担額は変わらないようになっています。

今回の改正で、市民税の場合は図①のとおり一律6%の税率になるため、所得金額によって税率が下がる部分と上がる部分に分かれます。したがって、図②のように所得が高い場合は市民税が下がり、低い場合には上がることとなります。このため、所得の多い人の割合が高い市町村ほど市民税額は増えず、廃止

される所得譲与税額に満たない市町村もあります。

西宮市もこの部類に属し、19年度予算では市民税の税率変更にもなう影響額は微増となっています。なお、税率変更による税源移譲額と廃止される所得譲与税との差額については普通交付税で調整される仕組みとなっています。

図① (市県民税の税率変更)

課税所得金額	区分	改正前A	改正後B	増減B-A
200万円以下の金額	全体	5%	6%	1%
	(市民税 3%、県民税 2%)			
200万円超700万円以下の金額	全体	10%	6%	4%
	(市民税 8%、県民税 2%)			
700万円超の金額	全体	13%	6%	7%
	(市民税 10%、県民税 3%)			

※課税所得金額とは、総所得金額から扶養控除等の所得控除額を差し引いた額です

図② (夫婦、子ども2人の場合の計算例)

給与収入	区分	改正前A	改正後B	増減B-A
500万円	市民税	45,600	81,300	35,700
	県民税	30,400	54,200	23,800
	所得税	119,000	59,500	△59,500
700万円	市民税	136,800	176,100	39,300
	県民税	59,200	117,400	58,200
	所得税	263,000	165,500	△97,500
1000万円	市民税	333,600	323,700	△9,900
	県民税	108,400	215,800	107,400
	所得税	688,000	590,500	△97,500

(注)1. 夫婦、子ども2人の場合、1人は特定扶養親族に該当しているものとして計算しています
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています
 3. 市県民税の増・減額は所得税で増減され、合わせた個人の負担額は変わりません。ただし、定率減税の廃止による負担増が生じます

市民の皆さんが安心して耐震改修やバリアフリー改修を行うためには、健全なリフォーム市場が整備されることが重要です。しかし悪質リフォームにかかわるトラブルが社会問題化しており、適正な住宅リフォームの推進のためにはリフォーム事業者に関する情報提供を充実させる必要があります。

市は、国・県からの指導にも

布

◆パンフレット、チラシの配布など

◆リフォームを進めるうえでのトラブル防止のための留意点

◆耐震診断・改修をはじめとする性能向上リフォームの他の専門相談窓口の紹介

◆住宅リフォーム・紛争処理支援センターの情報の紹介

◆トラブルになった際の専門相談窓口の連絡先紹介

「リフォームをすすめるポイント」

▼リフォームの目的を明確にする…具体的にリフォームをする箇所および要望をまとめる

▼目的に合った業者選び…業者によって得意分野が異なるので、目的に合った業者選びが重要です。

▼工事完了後…引渡し時には、担当者立会いのうえプラン通りに完成しているか確認すること。

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

いつまでも安心して暮らせる家に 住宅リフォーム 相談窓口を設置

とつき、住宅リフォームについての相談窓口を住宅政策グループ(市役所南館3階)0798・35・3778)に設置しました。主な内容は次のとおり。

《主な内容》

◆リフォーム支援ネット「リフォーム」登録業者名簿の閲覧

◆リフォームを進めるうえでのトラブル防止のための留意点

◆耐震診断・改修をはじめとする性能向上リフォームの他の専門相談窓口の紹介

◆住宅リフォーム・紛争処理支援センターの情報の紹介

◆トラブルになった際の専門相談窓口の連絡先紹介

◆パンフレット、チラシの配布など

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

「リフォームをすすめるポイント」

▼訪問販売による契約は契約書面を受け取った日から8日以内なら、無条件で契約解除(クーリングオフ)できます

▼クーリングオフ期間が過ぎても長時間による居座りや不実を告げるの勧誘など強引な契約の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です

元気な体は「ごはん」中心の食生活から

阪神米穀のお米

べっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表) http://www.ebessan.jp

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

4月22日は市議会議員選挙の投票日です

期日前投票は、4月16日から21日まで毎日、選挙管理委員会事務局ほか6カ所の期日前投票所で、できます

県は、県営住宅の入居者を募集します。市内の募集戸数は約10戸です。

問合せは兵庫県住宅供給公社 阪神事務所(0798・63・4333)へ。

【対象】申込者本人が県内在住・在勤者で、収入などの資格要件を満たす人

【申込書の配布】4月16日から

【申込】所定の申込書を4月16日～27日(消印有効で5月1日必着)に、申込書に記載している各担当窓口へ郵送を

対象事業者は提出の準備を

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出が必要になります。対象は産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付している事業者です(電子マニフェストを使用している事業者は提出不要)。記入要領や様式など詳細については随時市のホームページ(アドレスはページ下参照)でお知らせします。

平成20年度(19年度実績)から産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出が必要になります。対象は産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付している事業者です(電子マニフェストを使用している事業者は提出不要)。記入要領や様式など詳細については随時市のホームページ(アドレスはページ下参照)でお知らせします。

対象事業者の皆さんは20年度からの報告に備え、マニフェストや帳簿の整理の徹底をお願いします。

問合せは産業廃棄物対策課(0798・35・3277)へ。

なお、これまで市独自で排出事業者の皆さんに提出していた「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」については19年度の報告(18年度実績)を最後とします。